

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度佐呂間町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 71,226 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 825,949 千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和5年度 決算額	財 源 内 訳					一 般 財 源	
			特 定 財 源				その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
			国庫支出金	道支出金	地方債				
民 生 費	社会福祉費	352,366	94,085	47,176	6,500	57,871	146,734	26,290	
	老人福祉費	63,108		372	13,000	23,984	25,752	4,614	
	児童福祉費	95,557	45,601	15,253		19,353	15,350	2,750	
	小 計	511,031	139,686	62,801	19,500	101,208	187,836	33,654	
衛 生 費	保健衛生費	314,918	17,343	4,037	20,200	63,630	209,708	37,572	
合 計		825,949	157,029	66,838	39,700	164,838	397,544	71,226	

※経費区分については、地方財政状況調査(決算統計)に用いる目的別区分に分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。